

名誉会員の資格、選出手続等 要綱（案）

（資格）

日本ゲノム微生物学会の発展に貢献した者

（推薦手続等）

1. 正会員が候補者を会長に推薦する。推薦者は、推薦理由を記載した推薦状を作成し、学会事務局に郵送する。
2. 会長はこれを評議員会に諮り、評議員会は総会への推薦について審議決定する。
3. 評議員会で推薦が決定された場合には、総会で審議決定する。

（特典等）

1. 名誉会員は会費および年会参加費を免除される。
2. 名誉会員は評議員の選挙権は有するが、評議員の被選挙権は有さない。